

第 1 1 次

村山市交通安全計画

(令和 4 年度～令和 8 年度)

村山市交通安全対策会議

ま え が き

交通安全対策の総合的・計画的な推進を図るため、昭和45年6月に交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定され、これに基づき、村山市では昭和45年以降10次にわたる交通安全計画を策定し、また、これに先立ち、全国的な交通事故の多発化を背景に昭和37年5月、「交通安全都市村山」を宣言して、関係機関・団体と一丸となって、幅広い交通安全対策を強力に推進してきました。

その結果、市民の交通安全に対する意識の高揚・道路の整備・各種交通安全施設の整備等が図られ、交通事故は減少傾向を示すとともに、昭和62年には死亡事故ゼロ2年間の記録を県内13市で初めて達成する等、交通安全対策は一応の成果をあげてきました。

しかしながら、全国的には高齢運転者による事故や子供が犠牲となる痛ましい事故が後を絶たず、特に、時代を担う子供のかげがえのない命を交通事故から守っていくことが重要です。

このことから、人命尊重の理念のもとに、安全な交通社会の形成に向けて、交通安全対策全般にわたり総合的・長期的な視野に立って施策の基本的な計画を定め、これに基づいて諸施策を積極的に推進していかなければなりません。

さらに、この計画の実効性を担保するため平成12年12月「村山市交通安全条例」を制定し、交通安全の確保に関し市民及び市の責務を明示しました。

このような立場から、時代の変化を踏まえて第11次交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、令和4年度から令和8年度までに講ずべき、交通安全に関する施策の大綱を定めるものです。

交通安全に関する施策は、市民生活に直接関わり各方面にわたり、相互に密接な関連を有するので、施策の推進に当たって、関係機関・団体相互の連携を図り、市民の十分な理解と協力を得て、その効果を高めるよう努めることが必要です。

目 次

計画の基本理念	5
第1編 道路交通の安全	6
第1章 道路交通安全の目標等	7
1 道路交通事故の現状等	7
(1) 道路交通事故の現状	7
(2) 交通事故の特徴	8
2 第1次交通安全計画における目標	8
第2章 道路交通安全についての対策	9
第1節 今後の道路交通安全対策を考える視点	9
1 高齢者及び子供の安全確保	10
2 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上	10
3 生活道路及び幹線道路における安全確保	11
第2節 道路交通安全対策の重点事項	12
1 高齢者及び子供の交通安全対策の推進	12
2 幹線道路、交差点での交通事故防止	12
3 夕方から夜間の交通事故防止	13
4 衝突時の被害軽減対策の推進	13
5 冬季の交通事故防止	13
第3節 道路交通安全のための施策の展開	14
1 交通安全思想の普及徹底	14
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	15
(2) 効果的な交通安全教育の推進	17
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	17
(4) 地域で守る交通弱者の交通安全対策の推進	19
(5) 飲酒運転の撲滅	19
(6) 自転車の安全で適正な利用の推進	20

2	安全運転の確保	20
(1)	運転者教育等の充実	20
(2)	運転管理の推進	21
(3)	交通労働災害の防止等	21
3	道路交通環境の整備	21
(1)	「人優先」の安全・安心な歩行空間の整備	22
(2)	幹線道路における交通安全対策の推進	22
(3)	交通安全施設等の整備促進	23
(4)	地域住民等と一体となった道路交通環境の整備	23
(5)	効果的で重点的な事故対策の推進	23
(6)	円滑・快適で安全な道路交通環境の整備	23
(7)	災害に備えた道路交通環境の整備	24
(8)	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	24
4	車両の安全性の確保	24
(1)	自動車の安全性の確保	24
(2)	自転車の安全性の確保	25
5	道路交通秩序の維持	25
(1)	交通の指導の強化	25
6	救助・救急活動の充実	25
(1)	救助・救急体制の整備	25
(2)	救急関係機関の協力関係の確保等	26
7	交通事故被害者等支援の推進	26
(1)	自動車損害賠償保障制度の充実等	26
(2)	損害賠償の請求についての援助等	26
(3)	交通事故被害者等支援の推進	26
8	交通事故調査・分析の充実	27
(1)	交通事故多発箇所の共同現場点検	27
(2)	交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現場点検	27

第2編 踏切道における交通の安全	28
第1章 踏切道における交通安全の目標等	29
1 踏切事故の状況	29
2 交通安全計画における目標	29
第2章 踏切道における交通安全の対策	29
第1節 今後の踏切道における交通安全対策の方向	29
第2節 踏切道における交通安全のための施策の展開	29
1 踏切保安設備の整備	29
2 その他踏切道の交通安全と円滑化を図るための措置	30

計 画 の 基 本 理 念

安全な交通社会の形成にむけて、人命尊重の理念のもとに、交通事故及びこれによる死傷者の根絶を究極目標として目指す立場から事故の実態に対応した安全対策を講じていく必要があります。

交通安全のための施策を講ずるにあたっては、交通社会を構成する人間、車両・列車の交通機関及びこれらが活動する場としての交通環境という3つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、交通事故の調査・分析、政策評価を充実させ可能な限り成果目標を設定した施策を策定します。かつ、これを市民の理解と協力のもと、強力に推進します。

第一に、人に対する安全対策については、安全な運転を確保するため、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、労働条件の適正化等を図り、かつ、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化等を図るものとします。

また、交通社会に参加する市民一人ひとりが自ら交通安全に関する意識を改革していくことが極めて重要であることを鑑み、今後も交通安全教育、普及啓発活動を充実させ、社会全体の規範意識及び交通マナーの向上に努めます。

第二に、車両など交通機関が原因となる事故の防止対策として、人間がおこすエラーが事故に結びつかないように、新技術の活用とともに、不断の技術開発によってその構造、設備、装置等の安全性を高め、各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、高い安全水準を常に維持させるため、必要な検査等の実施について広報啓発を進めます。

第三に、交通環境に係る安全対策としては、交通安全施設の整備、交通に関する情報提供の充実を図ることとします。道路交通においては、通学路、生活道路等において「人優先」の交通安全対策の推進を図ることが重要です。

これらの考えのもと、有効適切な交通安全対策を講ずるものの、不幸にして交通事故が発生した場合には、その被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者治療の充実、損害賠償の確保等、被害者の救済に必要な措置に万全を尽くすように努めます。

交通安全のためには、市、関係機関・団体等が緊密な連携のもとに施策を推進するとともに、市民の主体的な交通安全活動を積極的に推進することが重要であることから、市の行う交通安全に関する施策に計画段階から市民が参加できる仕組みづくりや、市民が主体的に行う交通安全総点検、地域における特性に応じた取組み等により、参加・協働型の交通安全活動を推進します。

第1編 道路交通の安全

1 交通事故のない社会を目指して

- 人命尊重の理念に基づき、交通事故のない誰もが安心して暮らせる村山市を目指す。
- 死者数ゼロに取り組むとともに、事故そのものの減少についても積極的に取り組む必要がある。



2 道路交通の安全についての目標

- 交通事故死者数をゼロにする。
- 年間の重傷者数を6人以下にする。



3 道路交通の安全についての対策

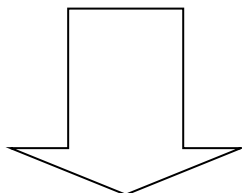
（3つの視点）

- ① 高齢者及び子供の安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③ 生活道路及び幹線道路における安全確保



（5つの重点事項）

- ① 高齢者及び子供の交通安全対策の推進
- ② 幹線道路、交差点での交通事故防止
- ③ 夕方から夜間の交通事故防止
- ④ 衝突時の被害軽減対策の推進
- ⑤ 冬季の交通事故防止



（8つの施策）

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 交通安全思想の普及徹底 | ② 安全運転の確保 |
| ③ 道路交通環境の整備 | ④ 車両の安全性の確保 |
| ⑤ 道路交通秩序の維持 | ⑥ 救助・救急活動の充実 |
| ⑦ 交通事故被害者等支援の推進 | ⑧ 交通事故調査・分析の充実 |

第 1 編 道路交通の安全

第 1 章 道路交通安全の目標等

1 道路交通事故の現状等

(1) 道路交通事故の現状

市内における道路交通事故の発生状況をみると、発生件数は昭和 47 年に 189 件、負傷者数は平成 15 年に 261 人、死者数は昭和 50 年に 7 人と過去最多を数えました。

昭和 46 年度以降、交通安全計画に基づき総合的な交通安全対策の推進に努めた結果、死者数は昭和 61 年にはゼロに抑え、昭和 62 年には当時県内 13 市最長の“交通死亡事故ゼロ 787 日間”を達成しました。

しかしながら、発生件数・負傷者数は、昭和 60 年に 81 件・97 人と一時的に減少したものの、昭和 61 年から再び 100 件・130～140 人台に増加し、平成 15 年には、184 件・261 人と高い数字となりました。

第 10 次交通安全計画期間内である平成 28 年から令和 2 年では、発生件数は 123 件から 60 件へ、負傷者数 159 人から 73 人へと年々減少し、死者数においても 0～3 人の犠牲をみていますが、平成 28 年及び令和 2 年には死者数 0 人を記録し、村山市内で発生した交通死亡事故が令和元年 11 月を最後に発生していないことなどを見れば、関係機関団体が連携して取り組んできた交通安全対策の一定の成果が表れているものと認められます。

しかし、交通事故の発生件数と負傷者数は減少しているものの、交通事故の発生を抑止し「死亡事故ゼロ」の年を継続していくためには、不断の交通安全対策推進が必須の状況であります。

第 10 次交通安全計画期間内における村山市内交通事故状況は次のとおりで、減少傾向にあります。

	発生件数	死者数	負傷者数	うち重傷者数
平成 28 年	123 件	0 人	159 人	11 人
平成 29 年	105 件	2 人	119 人	11 人
平成 30 年	73 件	1 人	89 人	10 人
令和元年	68 件	3 人	82 人	17 人
令和 2 年	60 件	0 人	73 人	13 人

(資料：山形県警察本部交通部交通企画課より)

(2) 交通事故の特徴

第10次交通安全計画期間内（平成28年から令和2年）に村山市内で発生した交通事故の特徴は次のとおりです。

- ① 本市では5年間で6人が死亡しており、そのうち高齢者は5人と8割を超える高い割合を占めています。また、高齢ドライバーが第1当事者となった交通事故件数は120件で、全体の29.0%でした。
- ② 交通事故の53.6%が交差点で発生しており、路線別の発生状況では国道42.7%県道28.2%と幹線道での割合が高くなっています。また、昼夜別では昼72.6%夜27.3%となっています。
- ③ 車両等の主な事故原因は、多い順に漫然・ぼんやり運転やわき見運転などの前方不注意、周囲の車両等を認識していても、その動きに注意が払われない動静不注視、一時不停止などとなっています。

年代別死者数構成率

年齢	40歳代	60歳代	70歳代	80歳代	計
死者数	1人	1人	2人	2人	6人
構成率	16.7%	16.7%	33.3%	33.3%	100%

（資料：山形県警察本部交通部交通企画課より）

2 第11次交通安全計画における目標

交通事故による死傷者数を限りなくゼロに近づけ、安全で安心して暮らせる村山市を達成することが究極の目標ですが、本計画の計画期間である令和8年度までに、年間の24時間死者数、道路交通事故に起因する死者数（30日以内死者数等）をゼロにすることを目指します。

さらに、最優先の目標は死者数ゼロですが、重傷者数が発生する事故防止への取組みが死者数の減少にもつながると考え、命にかかわり優先度が高い重傷者数を目標値に設定し、令和8年度までに年間の重傷者数を6人以下とすることを目指します。

※山形県目標 重傷者数 280 人以下

山形県人口 1,057,120 人 A (R3.8.1)

村山市人口 22,795 人 B (R3.8.1)

重傷者数 280 人（山形県目標） $\times B / A \div 6$ （村山市目標）

第2章 道路交通安全についての対策

第1節 今後の道路交通安全対策を考える視点

近年、道路交通事故の件数、死傷者数が減少傾向にあることは、高齢者人口の増加、高齢者の運転免許保有数の増加、市民の生活様式の夜型化が進展して、道路交通事故の増加が懸念されている中、これまで交通安全計画に基づき実施された対策が一定の効果があったものと考えます。

このため、従来の交通安全対策を基本とし、経済社会情勢、今後の東北中央自動車道の開通等の交通情勢の変化に対応し、また、実際に発生した交通事故に関する情報の収集、分析を充実し、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな対策を推進します。

村山市の運転免許保有者数等

(各年12月末現在)

	保有者数	人口	保有率	65歳以上 保有者数	65歳以上 構成率
平成28年	17,700人	25,136人	70.42%	5,314人	30.02%
平成29年	17,465人	24,707人	70.69%	5,533人	31.68%
平成30年	17,240人	24,261人	71.06%	5,646人	32.75%
令和元年	16,954人	23,664人	71.64%	5,756人	33.95%
令和2年	16,664人	23,191人	71.86%	5,833人	35.00%

(資料：山形県警察本部交通部運転免許課、村山市市民環境課より)

村山市の自動車保有台数

(各年3月末現在、単位：台)

	貨物	乗合	乗用	特種(殊)	小型二輪	軽自動車	合計
平成28年	1,706	51	9,460	445	317	10,690	22,669
平成29年	1,703	50	9,438	439	321	10,573	22,524
平成30年	1,687	48	9,428	438	327	10,568	22,496
平成31年	1,671	53	9,302	449	342	10,544	22,361
令和2年	1,626	52	9,156	450	359	10,266	21,909

(資料：東北運輸局ホームページより)

1 高齢者及び子供の安全確保

交通事故死者のうち高齢者の占める割合が極めて高く、今後も高齢化が急速に進むことを踏まえると、高齢者が安全にかつ安心して外出や移動ができるような交通社会の形成が必要です。高齢者については、主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合の対策とともに、自動車を運転する場合の対策を構築する必要があります。

高齢者が歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合については、歩道の整備や生活道路の対策、高齢者の特性を踏まえた交通安全教育や地域における見守り活動などが重要です。

高齢者が自動車を運転する場合については、加齢に伴う身体機能の衰え等を理解し、運転支援機能を始めとする技術とその限界、技術進展の状況について、交通安全教育等を通じて情報提供していく必要があります。

平成 25 年度からは、運転免許証を返納した高齢者にタクシー利用券等を交付する村山市高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施しており、今後も制度の周知に努めるとともに継続して取り組んで参ります。

高齢者運転免許証自主返納支援

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
申請者数	119 人	120 人	136 人	163 人	128 人

一方、少子化の進行が深刻さを増している中で、安心して子供を生み育てることができる環境の整備、幼い子供と一緒に移動しやすい環境の整備が期待されます。次代を担う子供の安全を確保する観点から、安全・安心な歩行空間の整備を積極的に推進します。

2 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上

交通事故のない安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが不可欠であり、特に、高齢者や子供にとって身近な道路の安全性を高めることが重要です。

このような情勢を踏まえ、「人優先」の考えのもと、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要があります。

自転車については、自動車と衝突した場合には被害を受ける反面、歩行者と衝突した場合には加害者となる面を持っていることから、それぞれの対策を講じる必要があります。自転車利用者に対して、交通ルールやマナー等について交通安全教育の充実を図っていきます。

加えて、横断歩道においては、自動車等の運転者に対して「歩行者が優先」であることを含め横断歩道に関する交通ルールの再認識を促し、「歩行者を守

る」保護意識の定着、運転者の遵法意識の向上を図る必要があります。

3 生活道路及び幹線道路における安全確保

歩行者や自転車が日常利用する生活道路において、自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備、安全な走行の普及等の対策を講じるとともに、生活道路における交通の安全確保をまちづくりの中で推進する必要があります。このためには、地域住民の主体的な参加と取組みが不可欠であり、検討や合意形成を行う上で中心的役割を果たす人材の育成も重要となります。

また、国道、県道等の幹線道路においては、国や県、警察と連携して交通安全施設の整備等を行い、交通安全対策の効果の更なる向上を図る必要があります。

第2節 道路交通安全対策の重点事項

第10次村山市交通安全計画期間内における交通事故の特徴を踏まえ、次の5項目を重点として取り組みます。

1 高齢者及び子供の交通安全対策の推進

本市における高齢化率は39.4%（令和3年4月1日現在）で、全国平均を大幅に上回っています。これに伴い、高齢者が関与する交通事故が年々増加し、特に、交通事故死者の8割以上を高齢者が占めている（過去5年間）という現状です。加えて、今後、高齢化の一層の進展を考えると、高齢者の交通安全対策は、緊急かつ重要な課題といえます。

高齢者に対しては、次のことを目標に、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。

- （1）加齢に伴う身体機能の変化が、歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響の理解
- （2）道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルールの知識の習得
- （3）関係機関団体と連携した戸別訪問指導を計画的に推進し、交通ルールの遵守や交通事故防止の声掛けと夜光反射材の普及促進

一方、交通事故による子供の負傷者数の全事故に占める割合は、過去5年間では、ほぼ2%前後で推移しているものの、少子化の現状からみると、決して楽観してよい状況ではありません。本市が将来ともに発展していくためには、未来を担う子供たちが、安全・安心で、学びや遊びなど、いきいきと生活できる環境を提供していくことが求められます。

子供を交通事故から守るためには、高齢者と同様、子供も交通社会の一員であることの認識と、自ら危険に気づく能力を身につけさせることが必要です。子供の発達段階に応じて、段階的かつ体系的に交通安全教育を実施し、交通事故防止に必要な実践的技能を育てます。

2 幹線道路、交差点での交通事故防止

第10次計画期間内に発生した交通事故の「路線別発生件数」は、国道・県道の幹線道路での事故が304件と全体の70.9%と高い比率を占めています。また、「道路形状別発生件数」では、交差点において230件53.6%の事故が発生しています。このため、幹線道路、交差点での交通事故防止対策を推進してまいります。

具体的には、幹線道路における交通指導取締りにより、運転者の注意喚起を図るとともに、交通安全協会等と連携しながら「前をよくみて運転集中」の広報啓発に努めます。

更に、国や県等関係機関と連携し、交通安全施設の整備充実を推進します。

3 タ方から夜間の交通事故防止

日没時間の早まる秋以降、夕暮れ時から夜間にかけて、高齢者等が道路を歩行中に交通事故にあう危険が高まることから、車両運転者に対し前照灯の早めの点灯の呼びかけを行うほか、歩行者を早めに確認できるハイビームの積極的な活用を推奨します。

また、地域の関係団体等と連携し夜光反射材等交通安全用品の普及促進に取り組むほか、夜光反射材の視認効果の実験等による参加・体験・実践型教育により、夜光反射材の自発的な活用の促進に取り組みます。

4 衝突時の被害軽減対策の推進

シートベルト及びチャイルドシートの着用効果についての理解を深め、後部座席を含めた全ての座席における着用率100%を目標に、正しい着用の徹底を図ります。

さらに、自転車利用者に対しては、ヘルメット着用を促進するための啓発を行っていきます。

このため、行政機関、警察、関係機関・団体等の相互の協力により、あらゆる機会・媒体を通じて積極的に普及啓発活動を展開します。

山形県のシートベルト・チャイルドシート着用率調査結果

	シートベルト			チャイルドシート	
	運転席	助手席	後部席		全国平均
平成28年	99.6%	98.0%	34.2%	79.9%	64.2%
平成29年	99.6%	97.6%	34.0%	68.4%	64.1%
平成30年	99.6%	98.4%	33.6%	65.7%	66.2%
令和元年	99.7%	97.2%	34.6%	84.4%	70.5%
令和2年	99.5%	97.5%	41.3%	—	—

(資料：山形県警察本部「交通年鑑（令和2年）」)

5 冬季の交通事故防止

村山市は、冬季間、雪で覆われる多雪寒冷地です。交通安全の確保という観点からすれば、厳しい影響のある地域です。このことから、本市における冬季の交通事故防止にあたっては、きめ細かな車歩道の除雪を行うなどその特殊な環境に対応した対策を講じます。

また、運転者には

- ①スピードは、夏場より10キロ以上減速する。
 - ②車間距離は、路面乾燥時の2倍以上とする。
- などの雪道に対応した運転を行うよう広報啓発に努めます。

第3節 道路交通安全のための施策の展開

交通安全対策をより効果的に推進するため、前述の3つの視点と5つの重点事項を踏まえ、以下の8つの柱を中心とした施策を展開していきます。

1 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念のもとに、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。

交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要です。また、「人優先」の交通安全思想のもと、高齢者、障がい者等の交通弱者に知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることも重要です。

このため、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、高齢社会が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図りながら、他の世代に対しても、高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、また、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化します。

さらに、自転車を使用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、将来の運転者教育の基礎となるよう自転車の安全利用に関する指導を強化します。

学校においては、ICTを活用した効果的な学習活動を取り入れながら、学習指導要領に基づき、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導に努めます。

特に、小・中・高校生が自らシートベルトを締める意識の醸成が、将来、運転免許を取得した際の交通安全思想への定着に繋がるため、今後、児童、生徒等に対して、自主的な全席シートベルト着用に向けた取組みの推進を図っていきます。

また、交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れ、関係者が互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進されるよう促します。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

交通安全教室等開催回数

	幼児	小中学生	高校生	高齢者	団体事業所
平成 28 年度	1 1 1	9	—	3 2	—
平成 29 年度	1 1 0	7	—	3 3	—
平成 30 年度	1 3 9	1 2	—	3 2	—
令和元年度	1 2 5	1 0	—	3 8	—
令和 2 年度	1 1 8	3	—	4	—

(資料:村山市市民環境課「市民環境課のまとめ(令和2年度)」)

① 幼児に対する交通安全教育

自己防衛を図る習慣や態度を身につけさせるには、幼児期における教育が極めて大切であることから、保護者のより高い交通安全意識の育成を図りながら保護者ぐるみの教育を組織的、計画的かつ継続的にを行います。

幼児の指導にあたっては、日常生活の中にありがちな場面をとらえながら、分かりやすい指導に努めます。

【主な施策】

○幼稚園・保育園及び認定こども園の幼児交通安全クラブ「かもしかクラブ」の強化

② 児童に対する交通安全教育

心身の発達段階や地域の実情に応じて、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるなど、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と装備、知識とマナーを習得することを目標とします。

児童の指導にあたっては、家庭及び関係機関・団体と連携、協力を図りながら、学校教育活動全体を通じて、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施します。

また、交通安全教育と関連させながら、関係団体と密接な連携を図り、不審者情報を共有するなど、防犯に関する積極的な取組みを併せて推進します。

【主な施策】

○学校、育成会と連携、協力を図った自転車の乗り方等の交通安全教室の実施

○保護者に対する賠償責任等対策のための自転車保険加入の推進

③ 生徒に対する交通安全教育

自らの生命はもとより他人の生命をも尊重するという基本理念に立って、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路

を通行するために必要な技能と知識とマナーを習得することを目標とします。

生徒の指導にあたっては、学校教育活動全体を通じて、交通安全教育を実施し、健全な社会人を育成することを目標として、将来運転者となることを踏まえて、学校、家庭、地域の青少年育成団体等と連絡協調のうえ計画的・組織的に推進します。

また、交通安全教育と関連させながら、関係団体と密接な連携を図り、不審者情報を共有するなど、防犯に関する積極的な取組みを併せて推進します。

【主な施策】

- 学校と連携、協力した自転車の乗り方等の交通安全教室の実施
- 各関係機関等の街頭指導による中高生に対する自転車利用の指導
- 保護者に対する賠償責任等対策のための自転車保険加入の推進

④ 成人に対する交通安全教育

地域、職場において、参加・体験・実践型の講習会の開催を事業所に働きかけたり、関係機関・団体と連携し、責任と思いやりのある交通社会人としての自覚を促進します。

また、交通関係団体等の諸活動を支援するなかで交通安全意識を高めていきます。

【主な施策】

- 交通ルール遵守とマナー実践を促すため事業所へのチラシ配布等による啓発活動の実施
- 運転者の交通安全意識の高揚を図るための立哨指導
- はたちを祝う会における飲酒運転撲滅パンフレットの配布による交通安全啓発

⑤ 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的スキル及び交通ルール等の知識の習得を目標とします。

【主な施策】

- 老人クラブ等での交通安全教室による交通安全指導の強化
- 高齢運転者の事故増加に対応するための交通安全教室の実施
- 夜間歩行時の交通事故被害防止のため反射材等の交通安全用品の普及
- 交通安全意識の高揚を図るための小学生から高齢者への交通安全ハートフルメールの送付
- 地域ごとの運転の適性検査の実施

⑥ 障がい者に対する交通安全教育

交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの程度に応じた交通安全教育を推進します。

【主な施策】

○特別支援学校、障がい者団体と連携した交通安全教室の実施

⑦ 電動車いす利用者に対する交通安全教育

電動車いすは、道路交通法では歩行者として扱われ、その操作の簡便さ等を背景として障がい者や高齢者にとって便利な交通手段となっていますが、事故も懸念されます。電動車いす利用中の事故防止に関する広報と、その利用に関する交通安全教育を推進します。

【主な施策】

○高齢者等の交通安全教室におけるの広報活動の実施

○電動車いす利用者への交通安全教室の実施

⑧ 外国人に対する交通安全教育

わが国の交通ルールに関する知識の普及を目的に推進するとともに、定住外国人に対しては、母国との交通ルールや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育に努めます。

【主な施策】

○外国人サークル等での交通安全リーフレット配布による啓発活動の実施

(2) 効果的な交通安全教育の推進

幼稚園・保育園等、学校、育成会、町内会、老人クラブ、ドライバー講習会等で交通安全教室を開く際、対象者に合わせて交通安全専門指導員、担当職員を派遣します。

また、交通安全教育を行う関係機関・団体は情報を共有し、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進します。

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

① 交通安全運動の推進

市民に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践が定着するよう、交通情勢等の実態に即した各季の交通安全運動を関係機関・団体が一致協力し、実施します。また、運動の趣旨を市民一人ひとりまで浸透させるため、地域との連携を密にし地域と一体となった運動を展開します。

【主な施策】

○各季の交通安全運動におけるの立哨指導の実施

○通年的なチラシ配布による周知活動

○交通指導車による広報活動の実施

② 普及啓発活動の効果的な展開

交通安全運動の実施に当たっては、交通安全意識の普及高揚を図るた

め関係機関・団体等が緊密な連携のもとに街頭等における啓発活動をするなど、効果的な運動を実施していきます。また、交通弱者の保護及び無謀運転の追放等、交通安全意識の浸透を図ります。

【主な施策】

○関係機関・団体と連携した立哨指導、チラシ配布などの啓発活動の実施

○市広報誌による各季の交通安全運動の市民への広報

③ シートベルト全席及びチャイルドシート着用の徹底

自動車乗車中の死亡事故においてシートベルトの非着用率が高いことを踏まえ、後部座席も含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の理解と徹底を図る必要があります。このため、警察、交通安全協会等関係機関団体等が連携し、街頭での着用啓発と指導を実施します。高速道路では、タクシー協会、バス協会等を通じ、乗客に対する着用の徹底を促進します。

また、後部座席も含めた全ての座席での着用率100%を目標に、併せて子供を同乗させる際におけるチャイルドシートの着用を推進するため、関係機関・団体が一体となり、交通安全運動などあらゆる機会に着用の徹底を呼びかけます。

【主な施策】

○各季の交通安全運動におけるの街頭指導による全席シートベルト、チャイルドシート着用の呼びかけ実施

○幼稚園・保育園等での園児等送迎時におけるチャイルドシート着用指導

④ 横断歩行者の安全確保

運転者に対しては、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識してもらうための広報啓発を行っていきます。

歩行者に対しては、横断歩道を渡ることや、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。

【主な施策】

○各季の交通安全運動におけるの街頭指導による注意喚起

○交通安全教室での横断方法の指導

⑤ 薄暮時におけるヘッドライトの早め点灯の促進

薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主原因となっている前方不注意等による安全運転義務違反などによる事故実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図ります。

また、季節や気象の変化に応じ、早めのヘッドライト点灯（自動車及び自転車の前照灯の早期点灯）とハイビームの積極的活用を促します。

また、歩行者に対しては夜光反射材の有効性に対する安全教育を推進し、身につけるよう促します。

【主な施策】

- 市広報誌を利用した早めのヘッドライト点灯（自動車及び自転車の前照灯の早期点灯）とハイビームの積極的活用の推進
- 交通安全教室での反射材配布と貼付の推進

⑥ 冬季における交通事故防止の推進

冬季は、交通環境が通常とは大きく異なり、悪条件が重なることから、冬季交通特有の技能と知識の習得や運転者の能力や資質の向上を目指します。

【主な施策】

- 市広報誌による冬季の交通事故防止の啓発実施
- 交通安全教室での注意喚起

（４）地域で守る交通弱者の交通安全対策の推進

① 子供と高齢者を事故から守る地域づくりの推進

子供と高齢者の交通事故防止の観点から安全で良好なコミュニティ形成を促進します。

また、子供、親、高齢者の三世代が一緒になって行う交流型の交通安全教育を推進し、学校・家庭・地域住民で子供・高齢者を守る地域づくりを推進します。

【主な施策】

- 住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ・ハット地図」作成の促進
- 交通安全総点検、交通安全パトロールなど住民が参加して実施する仕組みづくりの促進
- 民生委員・児童委員、老人クラブ会員等が行う交通事故防止の呼びかけ活動の促進

② 高齢者の自主的な交通安全活動の推進

地域における高齢者の交通安全リーダーを育成し、高齢者の自主的な交通安全活動を推進、支援します。

【主な施策】

- 高齢者の交通安全リーダー育成のための研修実施

（５）飲酒運転の撲滅

① 職場・家庭などにおける飲酒運転撲滅運動の展開

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因となっていることから、飲酒が運転に及ぼす影響やその危険性等の周知徹底を図るとともに、職場・家庭・飲食店等での取組みを促進し、市民総ぐるみで飲酒運転の撲滅を図ります。

特に若者を中心とする層に対しては、交通安全に関する効果的な情報提供により交通安全意識の高揚を図るとともに、自らも主体的に交通安全の啓発活動等に取り組むことができる環境の整備に努めます。

【主な施策】

- 事業所へのチラシ配布による飲酒運転撲滅活動の実施
- 市広報誌による市民への飲酒運転撲滅活動の実施

② 交通安全運動と連携したキャンペーン等の実施

各季の交通安全運動と連携したキャンペーンを実施し、「飲んだら運転しない」運動を展開します。

【主な施策】

- 飲食店への訪問活動による飲酒運転撲滅活動の実施

(6) 自転車の安全で適正な利用の推進

① 自転車の安全で適正な利用の推進

自転車は子供から高齢者まで簡単に利用できる乗り物ですが、自転車は本来車両であること、道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解する必要があります。

自転車乗用中の交通事故防止や自転車による安全利用を促進するため、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方の普及啓発の強化を図ります。

自転車は歩行者と衝突した場合には加害者になる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図り、損害賠償責任保険等への加入義務化を周知・啓発するとともに、自転車利用者のルールに対する遵法意識を醸成します。

【主な施策】

- 小中学生・高校生や高齢者を対象とした交通安全教室における自転車の正しい乗り方の啓発

② 薄暮時の早めの点灯等の推進

薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車のライトの点灯を徹底するとともに、反射材用品等の活用促進により、自転車の被視認性の向上を図ります。

【主な施策】

- 各種交通安全教室における自転車への反射材配布と取り付けの促進

2 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努めます。特に、今後も増加が予想される高齢運転者に対する教育等の充実に努めます。

（１）運転者教育等の充実

① 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

高等学校、自動車教習所等と連携し、安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から安全意識を醸成する教育の充実を図ります。

【主な施策】

○高校生への交通安全リーフレット配布による啓発

② 運転者に対する交通安全意識の喚起

市の広報誌などにより、季節ごとの注意事項等を広く広報し、注意を促します。

③ 高齢運転者対策の充実

高齢社会の進展にともない、増加傾向にある高齢運転者の交通事故防止を図るため、各種講習会の機会を通じて、高齢運転者に自らの加齢に伴う身体技能の変化を理解した安全な運転ができるような指導を推進するとともに、運転免許証自主返納者への支援を行います。

【主な施策】

○高齢者交通安全教室での高齢者マークの積極的使用の啓発

○運転免許証自主返納制度の周知と自主返納者への支援

④ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、あらゆる機会を通じて着用効果の広報や指導を行い、啓蒙を図ります。

【主な施策】

○各季の交通安全運動においての街頭指導による着用呼びかけ

○かもしかクラブ等交通安全教室でのチャイルドシート着用推進

（２）運転管理の推進

事業所での安全運転管理体制を充実・強化し、安全運転管理業務の徹底を図ります。

【主な施策】

○各事業所での交通安全教育実施の推進

○安全運転管理者等の未専任事業所への専任の促進

（３）交通労働災害の防止等

関係行政機関との連携、協力のもと「交通労働災害防止のためのガイドライン（平成２５年５月２８日付け基発０５２８第２号）」の事業者に対する周知徹底を図るとともに、業務又は通勤として自動車を運転する労働者が過労運転とならないよう、労働時間等についての関係法令を遵守する意識の高揚を促進します。

3 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまで関係機関等が連携し、幹線道路と生活道路において対策を推進してきたところであり、引き続き効果的・効率的な取組みを進めていきます。

また、少子高齢化が一層進展している中で、子供を事故から守り、高齢者や障がい者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道等の歩行空間を一層積極的に整備するなど、人優先の道路交通環境整備の強化を図っていく必要があります。

(1) 「人優先」の安全・安心な歩行空間の整備

① 生活道路における交通安全対策の推進

生活道路において、歩行者、車が共存する安全で安心な道路空間を、関係機関・団体が連携して創出します。

【主な施策】

- 地域住民等関係者間の合意のもと、関係機関連携による生活道路における事故抑止対策の実施

② 通学路の安全確保の推進

児童・生徒が安全に通学できる道路空間を確保するため、関係機関・団体が連携して改善を図ります。

【主な施策】

- 児童・生徒の通学路安全性確保のため、道路管理者・警察・行政機関等関係機関からなる「村山市通学路安全推進協議会」において連携を取り、通学路環境の改善を図ります。

③ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者や障がい者等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、歩道等を整備します。

【主な施策】

- 駅、公共施設、福祉施設等の周辺を中心に平坦性が確保された歩道等の整備
- 幼児の通行の安全性確保のための歩道等の整備など安全・安心な歩行空間の創出の推進
- 積雪凍結など冬季の障害に対する歩道等の除雪の充実や融雪施設の整備の推進

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

幹線道路については、道路の構造、交通安全施設等の整備状況、道路交通実態の状況等を考慮しながら、速度規制及び追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等の交通規制について見直しを行い、安全で円滑な道路環

境の整備に努めます。

また、幹線道路の中で事故発生割合の大きい区間等を危険箇所として、関係機関が連携して集中的な事故抑止対策を実施します。

(3) 交通安全施設等の整備促進

交通事故発生状況を勘案し、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図ります。

【主な施策】

- 歩道や交差点等の道路照明灯等の整備など交通安全施設等の整備の推進

(4) 地域住民等と一体となった道路交通環境の整備

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、道路利用者等が日頃感じている意見を取り入れ、道路交通環境の整備に反映させます。

【主な施策】

- 市民や道路利用者の主体的な参加による交通安全施設等の点検の推進

(5) 効果的で重点的な事故対策の推進

幹線道路と生活道路において、交通事故が多発している箇所(事故危険箇所)について、関係機関と連携し、交通事故抑止対策を講じていきます。

【主な施策】

- 交通事故危険箇所地図作成による交通事故抑止対策の検討

(6) 円滑・快適で安全な道路交通環境の整備

① 円滑・快適で安全な道路交通環境の整備

過労運転に伴う交通事故や高齢運転者の増加に伴う高齢運転者の交通事故が懸念されることから、「道の駅」などの休憩施設等の利用促進を図ります。

また、わかりやすい道路標識等の整備に努めます。

【主な施策】

- 「道の駅」などの休憩施設等での帰省者（車）に対する交通事故防止運動の実施
- 道路標識の高輝度化、大型化、簡素化の促進

② 道路の使用及び占用の適正化等

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用について、安全かつ円滑な道路交通を確保するため適正な運用を行い、道路交通の障害となる不法占用物件については撤去を促します。

さらに、道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返し工事に伴う事故・渋滞を防止します。

【主な施策】

- 道路使用及び占用の適正な運用の実施
- 道路の掘り返しなどの施工時期や施工方法の調整

③ 自転車利用環境の整備

鉄道駅周辺の放置自転車の問題を解決するため、警察、道路管理者、鉄道事業者等の協力を得て、自転車の整理・撤去等の推進を図ります。

さらに、自転車利用者に対し、法令の遵守、正しい駐輪方法等に関する広報を行い、その徹底を図るように努めます。

【主な施策】

- 村山駅東口・西口自転車駐車場の自転車整理及び利用者への指導

(7) 災害に備えた道路交通環境の整備

① 災害に備えた道路の整備

豪雨、豪雪、地震等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通を確保するため、道路の安全性を点検し、その結果に基づき計画的に道路構造物の補強、落石・雪崩防止柵等の施設の整備を実施します。

【主な施策】

- 冬季の安全な道路交通確保のための適時適切な除雪と消融流雪施設等の整備の実施

② 災害発生時における情報提供の充実

災害が発生した場合の道路情報提供の充実を図ります。

【主な施策】

- 被災道路の復旧、緊急交通路輸送路等の確保と道路利用者への道路情報の提供の推進

(8) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

① 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の破損又は異常気象などにより通行が危険であると認められる場合及び道路工事のためやむを得ないと認められる場合、迅速かつ的確に通行の禁止、制限を行う体制の整備を図ります。

② 子供の遊び場等の確保

路上遊戯等による交通事故防止のため、公園の整備、幼稚園・保育園等や学校、園庭や校庭等の開放の促進を図ります。

4 車両の安全性の確保

(1) 自動車の安全性の確保

自動車使用者に対し、近年の自動車技術の進歩による構造装置が複雑

化・高度化していることにともない、点検整備の確実な実施についての広報啓発活動を進め、事故の未然防止についての意識の高揚を図ります。

【主な施策】

○市広報誌を利用した点検整備実施の推進

（２）自転車の安全性の確保

自転車利用者に対して規格・基準に適合した自転車を利用し、定期的に自転車安全整備店において点検整備を受けるよう呼びかけるほか、自転車事故による被害者の救済及び加害者の負担軽減に資するため自転車の損害賠償責任保険等への加入を促進します。

さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、ライトの取り付けの徹底と反射器材の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図ります。

【主な施策】

○市広報誌や交通安全教室等での自転車保険加入と点検整備実施の推進

5 道路交通秩序の維持

（１）交通の指導の強化

歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故防止のため、飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過、シートベルト未装着、過積載等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点をおいた広報啓発と併せ、指導を強化します。

【主な施策】

○各季の交通安全運動での飲酒運転撲滅を呼びかける街頭指導の実施

6 救助・救急活動の充実

（１）救助・救急体制の整備

① 救助体制の整備・拡充

消防機関の救助体制の整備の促進を図るため、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める関係法令に基づき、人命救助のため必要な救助資機材等を装備した救助隊の整備・拡充を図ります。

② 集団救助・救急体制の整備

集団救助・救急事故の際には、傷病者の搬送能力、収容能力を超えるおそれがあるため、周辺自治体及び消防機関における広域応援体制を推進します。

③ 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

救急隊員が到着するまでの間、市民が行う応急措置活動を充実するた

め、市民を対象としたAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）操作法を含めた心肺蘇生に関する講習会を推進します。

【主な施策】

- 応急手当講習会（普通救命講習、救命入門コース）の開催
- 子ども救命士育成プロジェクトの推進

④ 高度救急医療搬送体制の充実強化

救命率向上と予後改善効果を期すため、ドクターヘリ導入によりさらなる救急業務体制の充実強化と通年使用可能なランデブーポイントの確保拡充を図っていきます。

（２）救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関の受け入れ連絡体制の明確化を図ります。

7 交通事故被害者等支援の推進

（１）自動車損害賠償保障制度の充実等

① 無保険（無共済）車両対策の徹底

自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを周知するとともに、無保険（無共済）車両の運行防止を徹底します。

【主な施策】

- 市広報誌による無保険（無共済）車両運行防止の広報

② 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等

自賠責保険（自賠責共済）とともに重要な役割を果たしている任意の自動車保険（自動車共済）は、自由競争のもと、保障範囲や金額、サービスの内容も多様化してきており、交通事故被害者の救済に大きな役割を果たしているが、交通事故被害者の救済等の充実に資するよう、その普及に努めます。

【主な施策】

- 市広報誌による任意の自動車保険（自動車共済）普及の推進

（２）損害賠償の請求についての援助等

交通事故相談所について、相談活動の周知徹底を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供します。

【主な施策】

- 市広報誌を利用した交通事故相談所の周知徹底

（３）交通事故被害者等支援の推進

交通事故被害者等は、精神的にも大きな負担を抱えている上、交通事故に関する知識や情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会の充実等、被害者支援を推進します。

８ 交通事故調査・分析の充実

（１）交通事故多発箇所の共同現場点検

過去に発生した交通事故発生実態から特定の区間又は地点（交差点及びカーブ等）で集中して発生している道路について、関係機関・団体等と共同で現場点検を実施し、道路交通環境面から見た事故多発原因を分析して効果的な事故防止対策を推進します。

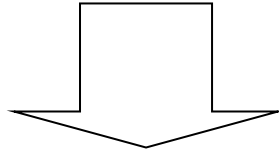
（２）交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現場点検

死亡事故、多数の負傷者を出した事故又は社会的影響若しくは公共に対する被害の大きい事故については、多角的に分析し、事故の直接的、間接的原因を明らかにして、当該地点における同種の事故の再発防止を図るための緊急的な現場点検を推進します。

第2編 踏切道における交通の安全

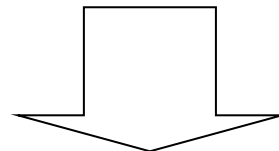
1 踏切事故のない社会を目指して

- 踏切事故防止対策を推進することにより、踏切事故のない社会を目指す。



2 踏切道における交通の安全についての目標

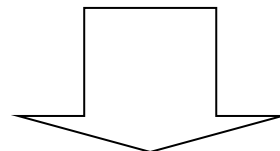
- 踏切事故件数ゼロを目指す。



3 踏切道における交通の安全についての対策

(視点)

- それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進



(2つの施策)

- ① 踏切保安設備の整備
- ② その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

第2編 踏切道における交通の安全

第1章 踏切道における交通安全の目標等

1 踏切事故の状況

本市において、近年、踏切事故は発生していません。これは、踏切道の統廃合、構造の改良、保安設備の整備、取付け道路の改良、交通規制等総合的な整備を図る一方、市民の交通安全意識が高まったこと等によるものと考えられます。

しかし、車両の大型化などにともない、踏切事故発生危険性は軽視できるものではありません。

2 交通安全計画における目標

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、市民の理解協力のもと、第2章に掲げる諸政策を総合的かつ積極的に推進し、引き続き踏切事故件数ゼロを目指します。

第2章 踏切道における交通安全の対策

第1節 今後の踏切道における交通安全対策の方向

踏切事故は、ひとたび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらします。構造改良、踏切保安設備の整備、交通規制、統廃合等の対策を実施すべき踏切道を的確に把握し改善を図ります。これらの対策が、交通の円滑化や環境保全にも寄与することを鑑みて、踏切の状況等を勘案したより効果的な対策を総合的かつ積極的に推進します。

第2節 踏切道における交通安全のための施策の展開

1 踏切保安設備の整備

踏切道の利用状況、踏切道の幅員状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を推進します。

2 その他踏切道の交通安全と円滑化を図るための措置

踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いことから、自動車運転者や歩行者などの踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタン操作等の緊急措置の周知徹底を図る必要があります。

【主な施策】

- 市広報誌による踏切事故防止の呼びかけ
- 幼稚園・保育園等、学校等で行う交通安全教室での注意、指導
- 適切な除雪の実施